

作成日 : 2017 年 10 月 21 日

欧州連合知的財産庁

European Union Intellectual Property Office (EUIPO)

(旧名称 : 欧州共同体商標意匠庁)

(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))

(OHIM)

EUIPO の所在地 :

Avenida de Europa 4,

E-03008 Alicante,

Spain

Tel : +34 965 139 100

Fax : +34 965 131 344

E-Mail : information@euipo.europa.eu

Website : <http://euipo.europa.eu>

目 次

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

欧州連合商標制度

1. 現行法令について

<背景>

①従前は、欧州共同体商標（Community Trade Mark：CTM）と呼ばれておりました。

この制度は1994年3月15日に施行された1993年12月20日のCouncil Regulation（理事会規則）40/90号とこれに関連するImplementing Regulations（施行規則）を基礎とするものです。

欧州共同体（EC：European Community）は、全加盟国を単一のマーケットとしてきたものであり、現在は欧州連合（EU：European Union）へと発展しました。

前記Council Regulation（理事会規則）40/90号は、マドリッド協定議定書への欧州共同体の加入を有効化するために、2003年10月27日付の理事会規則1992/2003により改正され（マドリッド協定議定書の欧州共同体の加入の発効日は2004年10月1日となっています）、2009年2月26日付のCouncil Regulation（理事会規則）第207/2009号が適用されております。

②この度、共同体商標規則が欧州連合商標規則と改められ、当該規則が2016年3月23日から施行されております。

<改正規則の主な内容は、次の通りです。>

- (1) 商標の名称が、共同体商標（Community Trade Mark）（CTM）から欧州連合商標（European Union Trade Mark）（EUTM）に改められました。
- (2) 機関の名称が、欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market（Trade Marks and Designs））（OHIM）から欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）（EUIPO）に改められました。
- (3) 登録の対象となる商標に、音や匂い等の所謂新しい商標にまで拡大されました。
- (4) 調査報告（EU Search Report）の請求が任意の手続きとなりました。
- (5) 出願等の手数料が、区分毎の料金に改められました。

<EU加盟国>

EU加盟国は次の通りです（2016年6月現在）。28ヶ国となっております。

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書：

①出願人の表示

- ②商品又は役務のリスト（国際分類による）
 - ③第 2 言語の指定（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語から選択します）
 - ④納付すべき手数料の表示
 - ⑤商標見本が提出された旨の表示
 - ⑥国際認識色彩コードの表示（色彩自体が標章である場合）
 - ⑦優先順位（Seniority）を主張する場合には、EU 加盟国の国内商標の表示
 - ⑧ディスクレーマーをする場合には、その旨の表示
- (2) 委任状：（通常は提出不要です）
- (3) 楽譜又は商標を録音したもの：（音響商標の場合）
- (4) 優先権証明書及びその翻訳：（出願日から 3 ヶ月以内）
 なお、優先権主張は、従来出願時又は出願日から 2 ヶ月以内とされておりましたが、今回の改正で出願時に主張しなければならない旨、変更されました。
- (5) 標章の使用を規制する規約の写し：（団体商標の場合）
- (6) クラスヘディングの指定商品・役務は文字通りの意味に解されることになりました。

3. 料金表（単位：ユーロ（EUR）です。）

- (1) 商標出願料（電子出願）：
- | | |
|---------------------|-----|
| ①1 区分出願料金 | 850 |
| ②2 区分出願追加料金 | 50 |
| ③3 区分以上 1 区分当たり追加料金 | 150 |
- (2) 審判請求料金 720
- (3) 異議申立料金 320
- (4) 更新登録料金：
- | | |
|----------------------|-----|
| ①1 区分の更新料金 | 850 |
| ②2 区分の場合の追加料金 | 50 |
| ③3 区分以上 1 区分当たりの追加料金 | 150 |
- (5) 使用許諾登録料金 200
- (6) 無効・取消料金 630

4. 料金減免制度について（存在する場合）

料金の減免制度は導入されておられません。

5. 実体審査の有無

- (1) 出願は実体審査の対象となります。
- (2) 職権審査においては、絶対的拒絶理由（識別性があるか等）についてのみ審査されます。
- (3) 相対的拒絶理由（先行商標との同一類似）については、異議申立てがあった場合のみ審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されておられません。

7. 審査請求制度の有無

- (1) 審査請求制度は導入されておられません。
- (2) 出願は全件、職権審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び説明）

(1) 欧州連合商標出願は、一の出願・登録で、EU加盟国すべての国について保護を受けることができます。

① 欧州連合商標制度は、EU加盟国の国内商標制度に取って代わるものではなく、国内商標制度に加えて存在する制度ですので、EU加盟国に国内商標出願をしてその登録を受けることは可能です。

② 欧州連合商標出願は、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に対して行います。

出願の言語はEUの公用語です。所定の第二言語を選択する必要があります。

なお、EUの公用語は次の通りです。

ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語、及び英語

③ 2004年10月1日から、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願においてEUを指定することが可能となっています。

(2) 予備審査・方式審査：

① 欧州連合商標出願は、実体審査の前に、出願日を確保するための要件を満たしているか否かの予備審査が行われます。

出願日を確保するための最小限の要件は、出願人を特定するための情報、商品・サービスのリスト、商標見本、出願手数料の納付です。

② これらの要件を満たしている場合には、その他の方式要件についての審査が行われます。方式要件を満たしていない場合には、補正指令が出され、指定期間内に応答しない場合には出願は拒絶されます。

③ 出願日を付与された欧州連合商標出願は、すべてのEU加盟国において通常の国内出願と同等の地位を有することになります。

(3) 欧州連合調査(EU Search Report)、国内調査(National Search Report)：

(A) 欧州連合調査

① 欧州連合知的財産庁(EUIPO)は、出願日が付与された出願について欧州調査報告書を作成します。

- ②この調査報告書は、相対的拒絶理由として引用できる先の欧州連合商標登録、欧州連合出願、又はEUを指定した国際登録商標を列記したものです。
出願人は、欧州連合調査報告に対して意見書などにより応答することはできません。
- ③この欧州調査報告書の送付は、従来出願人の請求の有無に拘わらず、強制的な手続きでしたが、この度の規則改正により任意的な手続きとなりました。
- (a) 欧州調査報告書の請求をしない場合であっても、欧州連合知的財産庁は欧州調査報告書を作成しますが、この場合には当該報告書は出願人に送付されません。
但し、欧州連合商標出願が出願公告された場合に、Surveillance Letter (Communication) が欧州調査報告書で引用された欧州連合商標登録等の権利者等に対して欧州連合知的財産庁から送付されます。
- (b) 一方欧州調査報告書の請求がされた場合には、当該報告書は出願人に送付され、欧州連合商標出願が出願公告された後に、Surveillance Letter が欧州連合商標登録等の権利者等に対しても送付されます。
- ④第三者は、欧州連合調査報告書に対しては、「商標登録をすべきでない理由」を記載した書面を欧州連合知的財産庁に提出することができます。
日本の情報提供制度と同様の制度であり、出願人は当該書面に対して見解を述べるすることができます。

(B) 国内調査

- ①出願人により請求がなされた場合には、欧州連合調査に加えて国内調査が行われます。現在、チェコ、デンマーク、リトアニア、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアの6ヵ国を対象として、国内調査を行うことができます。
- ②国内調査は、欧州連合調査と同様、相対的拒絶理由として引用できる先の国内商標登録又は国内商標出願が存在するか否かについて行われます。
国内調査報告は、欧州連合商標出願の写しを国内官庁が受領した日から3ヶ月以内に作成されることになっています。
出願人は、国内調査報告に対して意見書などにより応答することはできません。
- ③なお、ある特定の国についてのみ、例えば、デンマークのみ、あるいはチェコとハンガリーのみ、について国内調査を請求することはできません。国内調査を請求すると、国内調査を行っている全ての国について国内調査が行われます。

(4) 絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由：

- ①欧州連合商標出願については、絶対的拒絶理由の有無についての審査のみが行われます。
- ②相対的拒絶理由の有無については、欧州連合商標出願について異議申立てがあった場合にのみ審査されます。

(A) 絶対的拒絶理由 (第7条：Absolute grounds for refusal)

「絶対的拒絶理由」とは、商標本来が有しているべき識別性を欠く商標、商標の定義に該当しない標識、公序良俗に反する商標等の登録を阻止するための拒絶理由のことであり、下記の標識が列挙されています。

- ①商品・サービスとの関係で識別性を欠く商標
- ②品質、用途、地理的表示など、取引上使用される表示のみからなる標章
- ③取引において常用される表示のみからなる標章
- ④商品の性質、技術的効果を得るために必要な形状のみからなる標章
- ⑤公序良俗に反する標章
- ⑥品質等について誤認を生じるおそれがある標章
- ⑦パリ条約の紋章、記章等であって、当局の許可を得ていない標章
- ⑧パリ条約の同盟国の商品の監督用・証明用の公の印章、記号であって、当局の許可を得ていない標章
- ⑨パリ条約の同盟国が加盟している国際政府機関の紋章、記章等であって、当局の許可を得ていない標章
- ⑩上記、8, 9, 10 以外の記章等で、公共の利益に関するものを含む標章であって、当局の許可を得ていない標章
- ⑪ぶどう酒、蒸留酒の産地の地理的表示を含む標章であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒、蒸留酒についての標章
- ⑫標章が、原産地名等を含むものであって、理事会規則 510/2006 の第 13 条に規定されている同種類の製品に関する場合

(B) 相対的拒絶理由 (第 8 条 : Relative grounds for refusal)

「相対的拒絶理由」とは、識別性等の商標の本質的要件は備えている商標であって、先行する商標登録、商標出願と同一又は類似するために登録できないとする拒絶理由のことをいいます。以下の標章が列挙されています。

職権審査では相対的拒絶理由の有無は審査されず、先行権利の権利者から異議申し立てがあった場合にのみ審査されることになっています。

- ①先行する欧州連合商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- ②先行する EU 加盟国の国内商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- ③先行する国際登録商標と同一の標章であって同一の商品・サービスを指定するもの
- ④先行する欧州連合商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの
- ⑤先行する EU 加盟国の国内商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの
- ⑥先行する国際登録商標と同一・類似の標章であって同一・類似の商品・サービスを指定するもの
- ⑦パリ条約第 6 条の 2 にいう周知商標と同一の EU 加盟国の国内商標と同一の商品・サービスを指定するもの
- ⑧パリ条約第 6 条の 2 にいう周知商標と同一の EU 加盟国の国内商標と同一・類似の

商品・サービスを指定するものであって、当該周知商標と混同を生じるおそれがある商標

⑨商標の使用により、先行する欧州連合商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害するおそれがある場合

⑩商標の使用により、先行する EU 加盟国商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害するおそれがある場合

⑪商標の使用により、先行する国際登録商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害するおそれがある場合

⑫パリ条約第 6 条の 2 にいう周知商標と同一・類似の EU 加盟国の国内商標と非類似の商品・サービスを指定するものであって、当該周知商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害するおそれがある場合

⑬商標の所有者の代理人又は代表者が、その所有者の承諾を得ないで自己の名義で登録出願をした標章であって、当該代理人又は代表者がその行為の正当性を明らかにしない場合

⑭単なる地方の意義を超えて取引上使用されている未登録商標又は他の標識の所有者が、その使用を禁止することができる標章。

但し、EU 加盟国の国内法令により、先行する標識に関する権利を付与している場合、先行する標識に後発の商標の使用を禁止する権利を付与している場合に限る。

(5) 審査の内容：

①上述の通り、相対的拒絶理由は異議申立てがあった場合にのみ審査されますので、方式審査の後には、絶対的拒絶理由の有無が審査されます。

②審査の結果、絶対的拒絶理由がある場合には、審査官はその旨の通知書を発行します。出願人は、その拒絶理由通知に対して、意見書、補正書を提出することができます。最初の応答期間は当該通知の発行日から 2 ヶ月で、その後、申請により最初の 2 ヶ月の延長が認められます。

その後の延長は、特別な場合を除き、困難であるといわれております。

③審査官は、出願人に対して「ディスクレーム」(disclaim)の請求をするように要求することができます。

「ディスクレーム」とは、商標が識別性のない部分を含む場合に、当該部分については独占権を行使しないことを条件に商標登録を認める制度です。

④出願人の応答により絶対的拒絶理由が解消した場合には、出願公告がなされます。

出願公告により出願人には仮保護が与えられます。出願公告後に行われた行為であって登録後には権利侵害となる行為に対しては、出願人は補償金を請求することができます。

⑤絶対的拒絶理由が解消しなかった場合には、出願は拒絶査定となり、不服申し立ては審判請求となります。

⑥出願公告されると、その日から 3 ヶ月以内に異議申立てをすることができます。

(6) 異議申立て：

異議申立期間は、出願公告の日から3ヶ月です。

(A) 異議申立人適格

異議申立ては、下記のいずれかに該当する者に限り行うことができます。

- ① 先行する欧州連合商標の所有者
- ② 先行するEU加盟国における国内商標登録の所有者
- ③ 先行するベネルクス商標庁における商標登録の所有者
- ④ 先行する国際登録であって、少なくともEU加盟国の1国で有効な国際登録の所有者
- ⑤ EU加盟国の1国で、パリ条約第6条の2にいう周知商標の所有者
- ⑥ 上記1～5のライセンシーであって、商標所有者の許可を得た者

(B) 異議申立ての手続

- ① 異議申立書が提出されると、異議申立に係る出願人に異議申立があった旨の通知がなされます。

ここから2ヶ月(さらに22ヶ月の延長可能)、両当事者の交渉のための「クーリング・オフ期間」があり、交渉が成立せずに同期間が終了すると、異議申立人は申立理由に関する証拠提出を行います。

出願人は、所定期間内に意見書、見解書を提出することができます。

- ② 出願人の提出した意見書、見解書は異議申立人に送付され、必要に応じて、異議申立人に意見を述べる機会が与えられます。
- ③ 出願人は、出願公告に係る欧州連合商標出願の公告前5年以内に、異議申立人が引用した異議申立人の商標が登録され誠実に使用されていたことの立証を異議申立人に求めることができます。
- ④ 異議申立人から所定の証拠が提出されない場合には、異議申立は拒絶されます。
- ⑤ 欧州連合知的財産庁の異議部により異議決定がなされ、異議手続は終了します。同庁が適切と判断した場合には、当事者に対して「友好的な和解」を勧告することもできます。
- ⑥ 異議申立により出願が拒絶された場合には、審判請求をすることができます。また、EU加盟国の国内出願へ変更することも可能です。
- ⑦ 異議申立が拒絶された場合、又は異議申立がなかった場合には登録査定が出されます。

(7) Surveillance Letters：

- ① この「Surveillance Letters」とは、同一又は類似する欧州連合商標出願について先の欧州連合商標等の所有者等に連絡する通知(Communication)をいいます。
- ② このLetterは、所有者が通知は不要である旨をリクエストした場合を除き、EU調査報告において引用された先の欧州連合商標出願や登録、又はEUを指定する国際登録商標の所有者に送付されます。

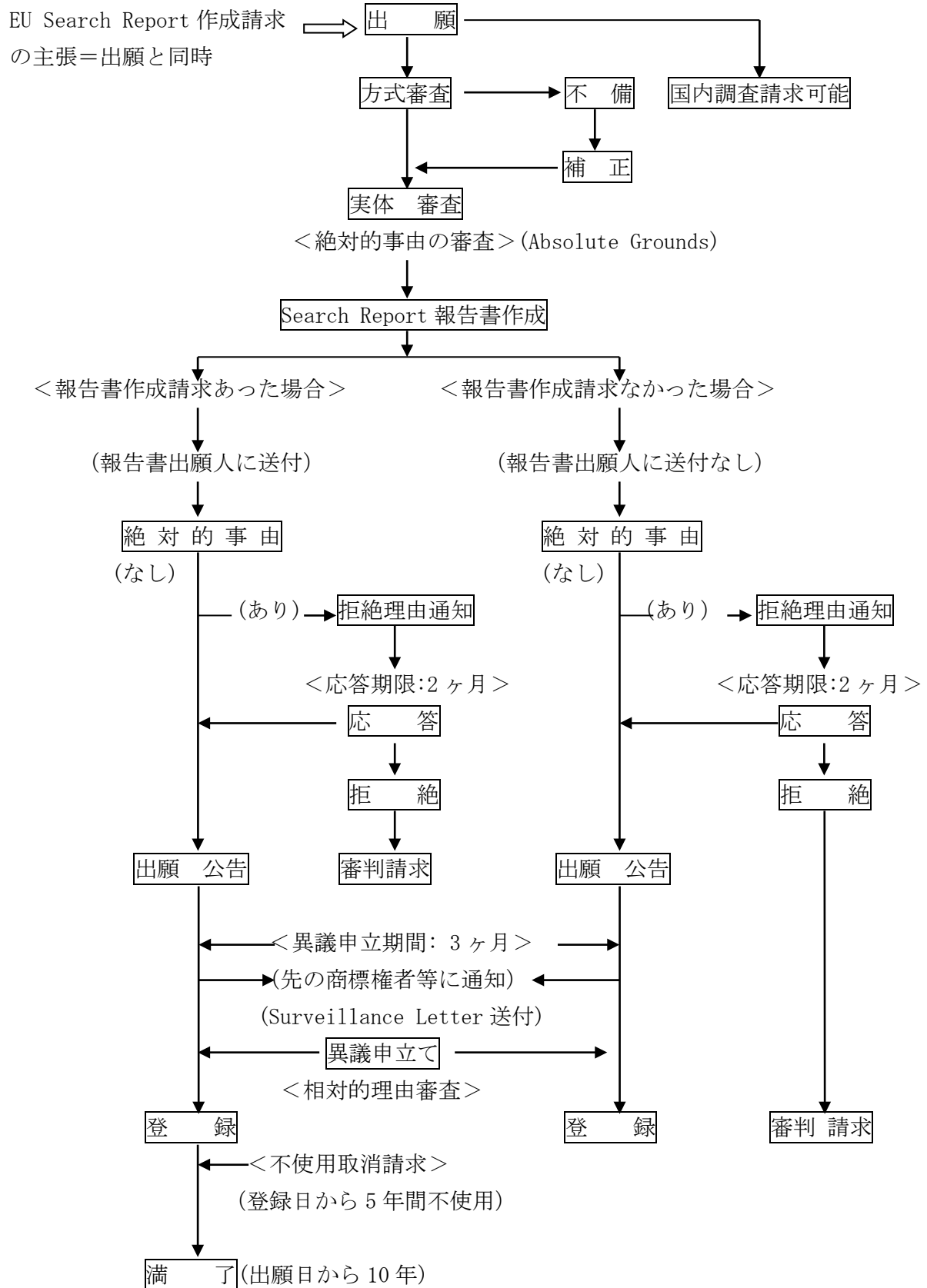
(8) 登録手続

登録査定に対して出願人は、2 ヶ月以内に所定の登録料を納付することにより商標登録がなされます。

登録は欧州連合商標公報で公表され、出願人には登録証が送付されます。

商標登録されると、その効力は EU 加盟国全体に及ぶことになります。

出願から登録までの手続きのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。
- (2) 存続期間は10年毎に更新することができます。
 - (a) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月から満了までの間にしなければなりません。
 - (b) 但し、追加手数料の支払いを条件に、満了後6ヶ月以内は更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点で商標を使用していることは登録の条件とはなっておりません。
但し、商標登録後に一定期間不使用の場合には登録が取り消される場合があります。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、「ある事業の商品又はサービスと、他の事業のそれらとを識別することができる標識であって、視覚により認識できるように表現できるもの」と定義されておりました。
この度の改正により、「視覚によって認識できるように表現できない」が削除され、所謂新しい商標が保護可能となりました。
- (2) 言葉、名前、文字、数字、これらの組み合わせ、ロゴ、スローガン、デザイン、図形、絵文字、人物の肖像、商品又はその包装の形状（3次元商標）、色彩又は色彩の組み合わせ、音響商標（特に音楽のフレーズ）、動き等が保護を受けることができます。

12. 留意事項

- (1) 加盟国の指定に関して：
特定の加盟国を指定して出願することはできませんので、留意して下さい。
- (2) 拒絶理由に関して：
何れか一の加盟国において、拒絶理由が存在する場合には登録を受けることができませんので、留意して下さい。
- (3) 不使用取消制度に関して：
 - ① 登録商標が、指定商品又はサービスについて5年以上使用されていない場合には、第三者の請求により商標登録が取消されることがあります。
 - ② 欧州連合商標の登録の効力はEU加盟国全域に及びますが、すべての加盟国で登録商標を使用している必要はなく、1の加盟国での使用事実があれば、取消しは逃れるものとされているようです。
これに対しては、1の加盟国では不十分との見解もありますので、ケースバイケースでの判断になると思われます。
 - ③ なお、輸出専用の商品に欧州連合商標を付すことは適切な使用と認められています。
- (4) 優先順位の主張（Seniority）に関して：
 - ① 優先順位の主張は、出願人の利益を保護するための制度です。

②優先順位とは、EU加盟国において国内登録された商標の所有者が、当該国内登録商標と同一内容の欧州連合商標を出願する場合には、欧州連合商標出願について、当該国内登録商標の優先順位を主張することができる制度です。

③優先順位の主張をしておく、当該国内登録商標が消滅した場合に、欧州連合商標出願について当該国内登録商標と同等の権利を有するとみなされるメリットがあります。

例えば、欧州連合商標出願が登録された場合には、当該国内登録商標を更新せずに消滅させて、欧州連合商標に乗り換えることが可能になります。

このように、各EU加盟国の国内登録を欧州連合商標に一本化することにより管理の一元化を図ることを可能にする制度といえます。

④優先順位の主張は原則として出願と同時に、出願日から3ヶ月以内に優先順位が主張されている国内登録の証明付謄本を欧州連合知的財産庁(EUIPO)に提出する必要があります。

欧州連合知的財産庁は、当該国内登録の中央工業所有権庁に優先順位が主張されたことを通知します。

⑤優先順位は、その主張に係る国内登録が、欧州連合商標出願が登録される前に取り消し、無効、放棄された場合には消滅します。

(5) 譲渡に関して：

①欧州連合商標登録は、それが登録されている商品・サービスの全部又は一部について譲渡することができます。

②但し、欧州連合商標登録は、単一出願・登録によりEU加盟国のすべてにその効力が及ぶものですので、加盟国単位での譲渡はできません。

出願係属中でも譲渡は可能です。

< 譲渡手続 >

譲渡は、欧州連合商標登録簿に登録されない限り、第三者に譲渡の有効性を主張することができません。

譲渡を登録するためには、所定の申請書の他に；

①譲渡人及び譲受人の双方が署名した譲渡証書、及び

②譲受人の委任状が、必要となります。

商品・サービスの一部についてのみ譲渡する場合（分割譲渡）には、譲渡された商品・サービスに係る商標権には新たな登録番号が付与されます。

なお、譲渡の結果により、商品・サービスの品質、原産地等について公衆に誤認させるおそれがあることが上記「譲渡証書」から明らかである場合には、譲渡の登録が拒絶される場合もあるようです。

(6) ライセンスに関して：

ライセンスには、「独占的」なものと「非独占的」なものがあります。

①欧州連合商標の譲渡はEU加盟国ごとに行うことは出来ませんが、ライセンスは、ある特定の加盟国についてのみ許諾することができます（地域限定のライセンス）。

また、商品、役務の一部についてのみライセンスを許諾することも可能です。

②ライセンスは、登録しなければ第三者にその効力を主張することができません。

ライセンスを登録するためには、所定の申請書に、ライセンサー及びライセンシー双方が署名したライセンス契約書の写しを提出しなければなりません。

(7) 登録の取消しに関して：

①欧州連合商標登録は、以下の場合には申し立てにより登録が取り消されます。

(a) 登録商標が一定期間不使用であり（登録後5年間）、それにつき正当理由がない場合

(b) 登録商標がその商品又はサービスの普通名称となった場合

(c) 商品の品質、地理的出所などについて、公衆に誤認させるおそれがある場合

②欧州連合商標登録の取り消しは、EU加盟国の特定の国についてのみ請求することはできませんので、一旦取り消されると、その効力はEU加盟国全体に取り消しの効力が及びます。

③取り消しに対する不服申し立ては、決定の通知日から2ヶ月以内に欧州連合知的財産庁に対して行います。更なる不服申し立ては、欧州司法裁判所に上訴します。

(8) 登録の無効に関して：

①欧州連合商標登録の権利侵害として訴えられた者は、反訴として欧州連合商標登録の無効を請求することができます。無効理由は以下の通りです。

(a) 絶対的拒絶理由により登録できない場合

(b) 出願が悪意で行われた場合

(c) 相対的理由により登録できない場合（請求出来る者は先行商標の権利者等に限られます）

(d) EU国内法により保護される先行する権利（名前についての権利、肖像権、著作権、産業財産権）と抵触する場合

②欧州連合商標の存在を知らながらその使用を5年間黙認していた先行商標の所有者は、自己の先行商標の存在を理由とする無効請求は認められません。

③無効宣言に対する不服申し立ては、決定の通知日から2ヶ月以内に欧州連合知的財産庁に対して行います。更なる不服申し立ては、欧州司法裁判所に上訴します。

(9) 消尽に関して：

①商標の所有者により又はその同意を得て欧州経済地域（EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の市場に投下されている商品についての欧州連合商標の使用は侵害とはみなされません。

②すなわち、あるEU加盟国の市場に正当に出された商標を付した商品を他のEU加盟国に輸入する、いわゆる欧州共同体内の並行輸入は欧州連合商標の商標権の侵害とはなりません。

(10) 裁判管轄に関して：

①EU加盟国は、自国の領域内に欧州連合商標の侵害訴訟を扱う第1審及び第2審の国内裁判所（欧州連合商標裁判所）を指定する義務を負っています。欧州連合商標裁

判所は、他の EU 加盟国における侵害に関しても管轄権を有することになります。

- ②侵害訴訟は、被告が住所（又は事業所）を有する EU 加盟国の管轄裁判所に提起します。被告が EU 加盟国に住所も事業所も有しない場合には、原告が住所（又は事業所）を有する EU 加盟国の管轄裁判所に提起します。

(11) 出願変更に関して：

- ①欧州連合商標出願が拒絶された場合、又は取り下げられたとみなされた場合には、出願人は欧州連合商標出願を、EU 加盟国の国内商標出願に変更することができます。
- ②変更出願は、欧州連合知的財産庁に対して行います。
- ③変更できる期間は、欧州連合商標出願が最終的に拒絶された日又は取り下げられたとみなされた日から 3 ヶ月以内です。
- 変更出願は、欧州連合商標出願の出願日、優先日の利益を享受することができます。